

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社NTTドコモ
住所	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	平成元年度～令和3年度 (平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(\*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	移動電気通信業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：3721)
事業の概要	<b>【通信事業】</b> 携帯電話通信サービス(5G、LTE(Xi)、FOMAなど)、光通信サービスおよびその他の通信サービス(衛星電話など)、各サービスの端末機器販売など <b>【スマートライフ事業】</b> 動画配信・音楽配信・電子書籍サービス等のdマーケットを通じたサービス、金融・決済サービス、ショッピングサービス、生活関連サービスなど <b>【その他の事業】</b> ケータイ補償サービス、システム開発・販売・保守受託など

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

2030年度に向けた温室効果ガス排出削減目標を策定し、SBT (Science Based Targets) イニシアチブにより認定を取得。Scope1(自社内での燃料使用による排出)および、Scope2(自社が購入した電力の発電にかかわる排出)による温室効果ガス排出削減目標について「1.5℃目標」を設定し、50%削減に向けて取り組んでいます。
---

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	16,854 t-CO <sub>2</sub>	16,765 t-CO <sub>2</sub>	0.5 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		16,765 t-CO <sub>2</sub>	0.5 %
目標設定の考え方	事業所(拠点)毎の過去3カ年の電力使用量と、基地局設備数の増減傾向を分析し、傾向によりR4～R6電力使用量を予測の上CO2排出量(目標)を算定		

- \*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(\*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(\*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- \*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- \*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- \*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- \*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(\*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- \*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(\*5)に対して環境価値(\*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(\*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a		計画期間の目標 b		削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)		令和4～令和6年度 (平均値)		$((a-b)/a) \times 100$
					%
					%
					%
原単位の指標及び 目標設定の考え方					

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

各種節電施策の実施  
(照明の間引き、冷房時設定温度を28℃、暖房時設定温度を20℃設定、エレベーター不使用奨励等)

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(\*8)の活用等)

特にありません

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

移動通信事業は設備産業であり、ネットワーク構築・運用によりサービスを提供しています。事業の性質により24時間基地局等の設備は稼働していることと、移動通信需要の増加、通信ネットワークの信頼性向上、新サービスの対応等により今後も設備導入が予定されておりますが、高効率電源装置・高効率空調等の導入により、省エネルギー化を推進していきます。

5 その他の取組

- ・ドコモ環境マネジメントシステム(EMS)の維持、運用を実施し「2030年カーボンニュートラル」の達成や、事業と一体となった環境取組み等を推進(電力の削減、事務用紙の削減、リサイクルの推進等)
- ・日常E.C.O活動の推進 ・全社員への環境研修の実施
- ・使用済端末の回収及びリサイクルの推進 ・ごみの分別収集の徹底
- ・「ごみゼロ・クリーンワーク」「クリーン太田川」「広島男子駅伝応援・清掃活動」の参加
- ・海岸清掃活動の実施、森林整備活動 ・「EV100」に基づくEV車へ更改推進 等

\*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。  
 \*8 環境価値とは、ワセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(\*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	株式会社NTTドコモ 広島大手町ビル
事業所の所在地	広島市中区大手町四丁目1番8号
事業所の業種	移動電気通信業
事業の概要	携帯電話サービス(5Gサービス、LTE(Xi)サービス、FOMAサービス)、光プロトバンドサービス、衛星電話サービス、国際サービス、各サービスの端末機器販売など

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	5,252 t-CO <sub>2</sub>	5,232 t-CO <sub>2</sub>	0.4 %
温室効果ガス みなし排出量		5,232 t-CO <sub>2</sub>	0.4 %
目標設定の考え方	過去3カ年の電力使用量により増減傾向を分析し、傾向によりR4～R6電力使用量を予測の上CO2排出量を算定		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

高効率装置の導入、更改及びネットワーク消費電力を削減する技術開発を推進
-------------------------------------

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値の活用等)

特にありません
---------

2 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>ドコモ環境マネジメントシステム(EMS)の維持、運用を実施し「2030年カーボンニュートラル」の達成や、事業と一体となった環境取組み等を推進(電力の削減、事務用紙の削減、リサイクルの推進等)</li> <li>日常ECO活動の推進 ・ 全社員への環境研修の実施</li> <li>使用済端末の回収及びリサイクルの推進 ・ ごみの分別収集の徹底</li> <li>「ごみゼロ・クリーンワーク」「クリーン太田川」「広島男子駅伝応援・清掃活動」の参加</li> <li>海岸清掃活動の実施、森林整備活動 ・ 「EV100」に基づくEV車へ更改推進 等</li> </ul>
--